

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	2248 地域活性化計画後期推進計画策定経費	会計	01	一般会計
		款	06	農林業費
		項	01	農業費
基本 施策	42 持続的で個性的な農林業を実践する	目	03	農業振興費
		細目	287	農業振興経費
行革大綱の重点事項番号		細々目	地域活性化後期推進計画策定経費	
担当部課	コード	191200		担当者 氏名
	名称	産業建設部農林振興課		
		円界	素史	連絡先
				43 - 2301 (内線) 332

事務事業の概要(Plan)

【全体事業計画】

対象(誰を、何を)	市民、産業団体、自治会、住民自治協議会	※対象件数
成果(どうする)	伊賀市総合計画で定めた将来像を産業振興施策の中心にした地域活性化の視点から具現化するために後期推進計画が示される。	
根拠法令・要綱等	伊賀市地域活性化条例	
開始年度	平成 23 年度	関連事業 ※
終了年度	平成 23 年度	
事業概要	平成19年度に策定した地域活性化計画の基本方針は平成28年度までであるが、前期推進計画は23年度までであるため、23年度において後期推進計画を策定する。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	民間委託等
2 配置(予定)人員	人
3 年間運営費(見込)	千円
4 年間収入(見込)	千円
5 市内の類似施設	

【検証指標】

活動指標	指標名	単位	現状値		目標値	
			H21	H22	H23	H24
地域活性化推進会議	地域活性化推進会議	回	—	—	3	—
	地域活性化審議会	回	—	—	3	—

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	現状値		目標値	
				H21	H22	H23	H24
地域活性化計画後期推進計画	計画策定を100%とする。	%	—	—	100	—	

【投入コスト】

		H22 所要額	H23 所要額	H24 所要額	H25 所要額
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
直接事業費計 (A)			3,780		
A の 財 源 内 訳	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源	0	3,780	0	0
事業投入人件費 (B)		0.0 人	0 1.5 人	10,800 0.0 人	0 0.0 人
フルコスト(A)+(B)		0	14,580	0	0

【事務事業企画の背景、状況変化見通し、市民意見等】

この事務事業を新たに企画した背景は何か？	伊賀市地域活性化計画(平成19年度～平成28年度)を踏まえた、後期推進計画(平成24年度～平成28年度)を年度内に策定する。
この事務事業を取り巻く状況(対象や根拠法令等)は、今後どのように変化していくか？(見通し)	伊賀市地域活性化条例第2条に定める基本方針、基本施策を産業振興施策に特化していく。
この事務事業に対して関係者からどのような意見や要望が寄せられているか？	地域活性化計画に係る生活課題に対する市民の満足度は低い。
本事務事業は、どのような状態になれば完了とみなす(休止・廃止となる)か？また、その目安はおおよそ何年後か？	地域活性化計画(後期推進計画)が具現化した状態になれば完了とみなす。その目安は、5年後

【事前評価】

		該当項目に○をつけてください。	
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業		【特記事項】
	個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業		
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業		
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	○	伊賀市地域活性化条例に基づいて策定する計画であります。本市の他の書計画と緊密な連携により策定する必要があります。
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業		
有効性	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業		
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事務事業		
	民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業		
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	○	
	事務事業を実施しない場合の市民への影響は大きい。		【根拠】
効率性	基本施策の目的を実現するために事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。	○	【根拠】 伊賀市地域活性化条例に基づく基本施策を推進するためには、後期推進計画が必要である。
	社会経済情勢・市民ニーズなどから、緊急性は高い。		【直ちに着手・実施しなければならない(先延ばしできない)理由】 ○ 地域活性化計画の計画期間として平成24年度から後期推進計画を策定することになっているため。
	事務事業の対象・成果の設定は妥当である。		【根拠】
効果性	事業費や整備後の管理経費の算定にあたって、コスト削減策を考えている。また、将来のコスト増要因について対策を考えている。		【具体的内容】
	受益と負担の公平性が考慮されている。		【根拠】
	本事務事業と類似の目的・手段をもつ事業がある。	○	【事業名称 今後どのように連携して成果向上を図るか】 伊賀市総合計画や地域まちづくり計画等と整合を踏みながら策定を進める必要がある。
	本事務事業の企画に際して、代替案を検討した。		【比較検討結果】
	本事務事業の実施にあたって、廃止又は統合する事業がある。		【事業名及び削減される一般財源額】
将来性	コストに見合った効果が見込める。		【根拠】
	将来的に民間等への移管が可能である。		【いつごろ】

担当課長氏名	事業実施に対する担当課長の意見
服部 伊久夫	後期推進計画を策定するため、地域活性化推進会議をもち審議会で協議が必要